

令和7年度

保育所等入所手続案内

1. 手続の手順とお知らせ（1～5ページ）
2. 制度の案内（6～15ページ）
3. 申込時の注意点（16～17ページ）
4. 出産前、転入前の入所申込み（18ページ）
5. よくある質問（19～21ページ）
6. 入所審査基準表（22～23ページ）

★一次受付期間：R6.11.1～R6.12.1

島本町教育委員会事務局

教育こども部子育て支援課

電話 075-962-7461(直通)

m)F b v €

>/>, 4Ä x

R6.11.1 から、手続に関する案内冊子、保育所、小規模保育事業所及び認定こども園(保育部分)(以下、「保育所等」という。)の紹介冊子を配布します。町ホームページからもダウンロードできます。

>0>,#æ3, _²0[^ i
8® b =

手続案内をよくお読みいただき、オンライン申込の際に必要な添付書類を準備してください。

⇒申込日の決まりについては、5ページ。

⇒どのような書類が必要かについては、12ページ。

>1>, œ å Û – å #æ3,
û M w Ü R6.11.1>|R6.12.1

オンラインによる申込みとなります。お持ちのスマートフォンやパソコンからお申し込みください。

>2> ,4E *f

申込書類を基に、保育所等入所の必要性を点数化して、入所審査を行い、入所児童を決定します。

⇒申込日と入所選考月については、5ページ。

⇒点数の付け方については、22～23ページ。

>3> ,4E*f) Ý b >%± } O
û M 4E*f) Ý ç ô 7 ° 1 v Ž8m
û)P V4E*f) Ý ç ô 7 ° 3 v Vª 8m

選考の結果を郵送でお知らせします。

⇒通知の時期については、5ページ。

⇒一次選考の結果、入所承諾となった場合で、入所を辞退する方は、指定する期日までに、保育所等入所承諾辞退申出書を提出してください(点数が減点となります。)。

⇒一次選考の結果、入所不承諾となった場合も、辞退者が発生した場合は、繰上選考を行い、その結果、入所承諾になることがあります。

>4>, ° d ô £'z b8 1/

選考の結果、入所決定となった児童に対し、入所する保育所等で面談を行います。

⇒入所とならなかった児童については、「入所決定児童の面談」を行いません。

